写

秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第30号

令和８年10月23日秋田地方最低賃金審議会から秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第３項において準用する同法第11条第１項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む)、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第１次製錬・精製業又は非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第３項において準用する同法第11条第２項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第８条の規定に基づき令和８年11月９日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目１番３号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和８年10月23日

秋田労働局長　　千葉　裕子

記

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のように定めること。

1　適用する地域

秋田県の区域

2　適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第１次製錬・精製業又は非鉄金属第２次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

3　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) １８歳未満又は６５歳以上の者

(2) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

4　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１５０円

5　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6　効力発生の日

令和８年 12 月 25 日